## 補助対象経費(商店街魅力アップ支援事業)

	費目	補助対象経費	備考
	費目       会場借上費       装飾設備費	補助対象経費  ○イベント、講習会等の会場・駐車場使用料  ○事務所、店舗等借上料(事業実施時に使用する場合に限る。)  ○道路使用・公園使用に係る申請料  ○会場装飾に要する経費(装飾品のリース料、搬入搬出費、設置費、部材等消耗品の購入費等)  ○会場設営に要する経費(照明、音響設備等に係る機材、設備、機器等のリース料、搬入搬出費、設置費、工事費等)  ○イベント等に係る保険料(賠償責任保険、損害保険、イベント中止保険等)	備 考 ・保険料については、保険内容のわかるもの(保険証書の写し等)を提出することを要する。
ソフト事業		(清習会等で必要な教材、材料等に要する経費(購入費、リース料等) (事業実施に必要な郵便、宅配便等に要する経費) (事業実施に伴い発生するその他経費(消耗品費、原材料費、光熱水費、ごみ処理費、クリーニング代等)	
	委 託 料	<ul><li>○事業の企画運営委託料</li><li>○各種調査研究委託料</li><li>○指導コンサルタント委託料(1回3万円まで、かつ年間30万円までを補助対象経費とする。)</li><li>○その他委託料</li></ul>	・各種調査研究委託料については、 委託内容の分かる請求書、契約書 等の他、報告書等の成果物の写し を提出することを要する。 ・指導コンサルタント委託料につ いては、委託内容の分かる請求 書、契約書等の他、会議録等のコ ンサルティングの内容がわかる ものを提出することを要する。
	印刷製本費	○ポスター、チラシ、商店街マップ、 情報誌等の作成費 ○新聞広告折込料、新聞・雑誌等へ の広告掲載料 ○指導コンサルタントのもと行う 会議用資料作成費(コピー代、印	・印刷製本費については、原則として印刷物を提出することを要する。 ・特定店舗のPRのみを目的としているとみなされる印刷物、回覧・会報等主に組合員を対象とし

	Υ		
		刷代)	た印刷物、補助事業者が発行主体
		○その他印刷製本費(調査研究報告	ではない印刷物については補助
		書、開催案内状、抽選券・商品券	対象外とする。
		等)	・ポスター、チラシ、商店街マップ、
			ホームページ等への販売促進に
			係る事業(売り出しや抽選事業)
			の掲載については、事業目的を達
			成するために必要又は効果があ
			ると認められた場合には、その経
			費は補助対象とする。
	人 件 費	○講師やタレント等への謝礼及び	・旅費に係る食糧費、宿泊費につい
		旅費(国内に限る。)、地域団体や	ては補助対象外とする。
		個人等に対する会場警備・清掃等	・補助事業者の構成員に対する謝
		の役務の提供に対する謝礼、アル	礼・記念品等については補助対象
		バイト賃金等	外とする。
		○指導コンサルタントのもと行う	・金銭以外の物品で謝礼を行う場
		調査研究に係る国内における運	合、その購入の領収書類のほか、
		賃実費 (総事業費の 10%かつ 20	相手先からの受領書を必要とす
		万円までを補助対象経費とす	る。
		る。)	
	海外通信費	○国際電話料	・海外通信費については、外国商店
		○発送費	街との交流事業に限る。
	共同設備の	○ソフト事業を生かすために設置	・既設施設及び設備にかかる解
	整備費等	する安心安全に対応した設備(A	体・撤去費、廃材処分費につい
		ED、防犯カメラ)の整備に要す	ては、街路灯の撤去に要する経
		る経費	費を除き、補助対象外とする。
		○上記の他商店街及び地域が抱え	・街路灯の撤去に要する経費につ
		る課題やニーズに対応する施設・	いては、次の要件を満たすこと
		設備の整備に要する経費並びに	を要する。
ハ		街路灯の撤去に要する経費。 ただ	(1) 設置後 10 年を経たものである
]		し、げんき補助金採択事業に限	こと。
ド		る。	(2) 老朽化による倒壊等の事故を
事			防止するために行う、撤去で
			あること。
兼			(3) 過去に本市の補助制度を活用
			して補修した施設にあって
			は、補助金交付の翌年度から
			5年以上を経過しているも
			の。
			・整備とは、施設・設備の新設・改
			造を指すものとする。
ード事業		し、げんき補助金採択事業に限	こと。 (2) 老朽化による倒壊等の事故を防止するために行う、撤去であること。 (3) 過去に本市の補助制度を活用して補修した施設にあっては、補助金交付の翌年度から5年以上を経過しているもの。 ・整備とは、施設・設備の新設・改

	内外装整備費	○ソフト事業を効果的に実施する	・共同施設、設備の設置費・購入費	
		ために必要な店舗・施設の必要最	にかかる設計費、工事監理費及び	
		小限の内外装整備にかかる費用	保険料については補助対象外と	
		(1 回に限る。)。ただし、げんき	する。	
		補助金採択事業に限る。		
	家賃賃借料	○ソフト事業を効果的に実施する	・家賃賃借料にかかる権利金(礼	
		ために必要な店舗・施設の賃借料	金)、保証金(敷金)、不動産仲介	
		(共益費を含む。)。ただし、げん	料については補助対象外とする。	
		き補助金採択事業に限る。		
そ	の他	○上記の他、事業実施上特に必要であ	があると認められる経費については、補	
		助対象経費とする。		
		○下記の経費については、補助対象経費としない。		
		・消費税及び地方消費税		
		・補助事業に特定できない経費(商店街内部の事務運営費、事前や事後		
		及び補助事業者の構成員のみで行われる会議費、イベント等での商店		
		街組合員や役員の控室に係る経費、設備保管料等間接経費、ラジオや		
		テレビ等での宣伝費、記録写真代、飲食経費、補助事業以外にも繰り		
		返し使用可能なものの購入費等)		
		・振込手数料(ただし、請求金額以内の支払いにかかるものを除く。)		
		・支払証拠書類がないもの(10 万円以上の支払いについては、必ず振		
		込による方法で行うものとする。ただし、行政機関への支払い、切手		
		購入等振込での支払いが困難である場合は除く。)		
		・当該年度の3月31日までに支払いが完了していない経費。		
		○ハード事業において、防犯カメラを設置する場合は、「名古屋市公共的		
		団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づ		
		き、設置及び利用基準の作成を行い、本市に提出しなければならない。		